



あ ん ど う と し ひ ろ  
**安藤利博**  
議会報告

第15号  
令和6年12月

発行人:安藤利博  
〒709-0721 赤磐市桜が丘東 4-4-695  
TEL・FAX 086-995-3714  
携帯番号 090-7137-6605  
E-mail qqjiteki5963@gmail.com (ホームページ) (LINE)

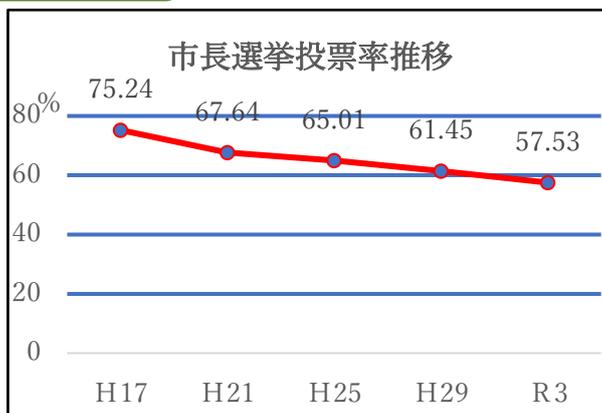


## 投票機会確保策について

選挙権は憲法第15条で「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とされ、憲法第93条では「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」とあり、民主主義の根幹をなす国民の権利とされています。

しかし、右のグラフにみるとおり、赤磐市の5回の市長選挙の投票率は回数ごとに低下し、前回令和3年の選挙では60%を下回っています。

そこで投票率を上げるために次の2点について執行部の考えを質しました。



## 郵便等による不在者投票制度

一定の身体障害がある方や、要介護5の方などに「郵便等による不在者投票制度」が設けられています。郵便投票の対象者数と投票数を聞きました。

対象者は数百人いるが投票者は不在者投票(119人)の内数だとして明言されませんでした。周知方法も選挙特報やホームページに掲載しているだけです。該当者がこの制度を知っているか大いに疑問です。おそらく郵便投票をされた方は殆どおられないのではないのでしょうか(投票所まで行けないのでやむなく棄権)。

## 移動期日前投票所の設置

投票率低下の要因の一つに、投票所の縮小が考えられます。赤磐市でも投票所は平成24年に、29か所から19か所に、実に2/3にも縮小されています。

総務省は対策として全国の実例17例を紹介して、**移動期日前投票所の開設に“積極的に取り組むように”**と促しています。

そこで次回市長、市議会議員選挙で、例えば取り組み事例でも紹介されている**閉鎖される前の元投票所や地区の集会所**に移動期日前投票所を設ける予定はないかと質しました。

答弁は“予定はない”と選挙管理委員会の責任放棄ともとれる空疎な答弁でした。

## 地区敬老会助成金交付規則改正

今年度の地区敬老会助成金は当初予算では従来の半額に減額されていたが、6月議会の補正予算で元に戻されるという前代未聞の失態がありました。

その原因は、地区にも議会にも何の説明もなく、交付規則の改正もせず唐突に減額したことにあります。そこで、交付規則が実態に合っていないため改定するよう質問しました。

☆敬老会を実施している地区は？ → 129地区で実施中、敬老会は29地区、商品券や記念品等配布124地区（重複あり）

☆令和5年度の事務事業評価で

- ・6年度の成果見込みは？ → 地区町内会に対する補助金交付のため、市民に対しての公平性が保たれていないことが危惧される。高齢者の増加に伴い、財政負担も増加傾向にある。
- ・7年度以降の課題は？ → 対象年齢や単価など、事業の見直しが必要。
- ・7年度以降の成果目標は？ → 地区敬老会への助成事業は、県内他自治体において縮小・廃止の方向にあり、廃止を視野に検討する。

☆180万円の財源があればどのような事業に充当したいか？ → 一例として、子供医療費や児童発達支援等、子育てに関する事業に充てることが考えられる。

答弁に見られるとおり、現在の助成方法が時代にそぐわなくなっているのを執行部も認識しています。以下、私の意見です。

- ・敬老会は2割の地区しかやれていないのが実態。対象事業には表敬訪問、記念品配布も入っています。こちらを優先すべきです。何故なら、今でも町内会長には75歳以上の方の名簿と、市長・議長からの祝辞が届けられています。祝辞と一緒に記念品等を配布するのが公平（地区によっては町内会に入っていない方には記念品を配布していない地区もあります）で一番理にかなっている。
- ・支給先が地区になっていることが非会員に配布しない地区や、敬老目的以外の支出をしている地区がある原因。地区への「交付」に代えて、地区への「委託」に変更すればこれらは解決します。
- ・平均年齢が80歳を超えている時代に対象者が75歳以上全員はありえない。5歳毎か、古来からの長寿の祝いのように喜寿、米寿、卒寿などに限るべきです（財政負担を1/5以下に下げられます）。
- ・単純に減額すれば反発もあり得るが、限られた財源をより重要度が高い事業に充当したいと説明すれば市民の理解は得られると思います。

### ○赤磐市地区敬老会助成金交付規則

（趣旨）

第1条 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝い、また、老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すことを目的とした活動を奨励するため、区又は町内会（以下地区という。）に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの規則に定めるものとする。

（助成金）

第2条 地区に交付する助成金の額は、当該年度地区における75歳以上人数（該当年7月1日を基準とする。以下「対象者」という。）に1人当たり年1回2,000円を乗じて得た額を限度とする。

2 助成対象事業は、敬老会の開催、表敬訪問、記念品の配布その他地域の実情に応じて実施するもの（以下、「敬老会等」という。）とし、実施期間は敬老の日、老人の日及び老人週間を中心に原則として当該年度の9月から10月までとする。

（以下略）

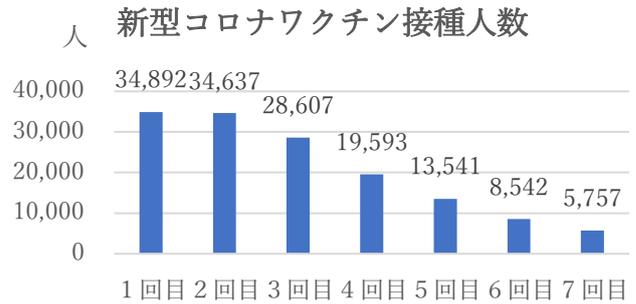
## コロナワクチン接種費用助成廃止

令和 2 年に新型コロナの流行が始まり多くの方がワクチンを接種しました。

しかし、時間の経過とともにコロナの感染リスクと症状、ワクチンの予防効果が分かってきて、右グラフの通り 4 回目の接種以降の接種人数は大幅に減少しています。

令和 6 年 10 月からは定期接種になりましたが、10 月の接種人数は僅か 203 人でした。

定期接種は 7 年 1 月までなので今回の接種人数は 1,000 人程度ではないでしょうか。



その一方でワクチン接種による健康被害が多く報告されています。

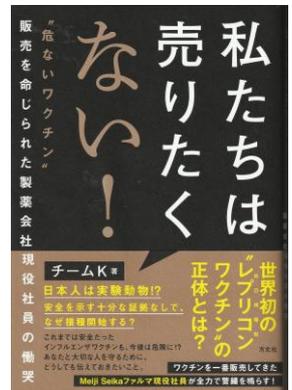
下表は予防接種健康被害救済制度により認定された人数です。(厚労省:R6.9.27 現在)

	新型コロナワクチン (3 年半)	過去 45 年間の 全ワクチン	コロナワクチンの 危険性
健康被害者数	8,180 人	3,687 人	3 年半で 2 倍超
死亡認定者数	843 人	158 人	5 倍超

明治製菓ファルマ社員が書いた本「私たちは売りにたくない!」により、気づかされた事実。

- ① 薬は病気の人に与えるが、ワクチンは健康な人に接種するもの
- ② だから、ワクチンは薬以上に安全性が求められる
- ③ ワクチンは動物実験を経て、何年もの効果、副作用を検証する治験を経てから認可されるが、mRNA ワクチンは 10 か月で緊急承認された
- ④ これまでのワクチンは病原体を弱毒化、無毒化した抗体を接種するがコロナの mRNA ワクチンは抗原を作れという遺伝子情報を細胞内に入れるもの(どれくらいの抗原が作られるかは人により違う)

このため、上表のような健康被害が多く発生しているのではないかと。



### 定期接種費用内訳

国: 8,300 円	赤磐市: 4,690 円	自己負担: 2,500 円	合計: 15,490 円
------------	--------------	---------------	--------------

### 定期接種費用助成の廃止を

これだけの健康被害が発生していることを知りながら接種を推奨すれば(費用の助成は推奨と同じ)損害賠償請求される恐れもあります。接種費用の助成は止めるべきです。

定期接種は国の制度なので止めろとは言いませんが、**打つなら自己責任、自己負担**にすべきです。

明確な答弁はありませんでしたが、赤磐市のホームページには、赤磐医師会会長の提言が掲載されています。その最後に「かかりつけ医と**接種の必要性**をよくご相談されることをお勧めします」とあります。私は、ワクチン接種は止めたほうが良いですよ、と言われたのだと受け止めました。

是非、赤磐市のホームページから赤磐医師会会長の提言をご覧ください。

## 請願第1号 「大型商業施設コストコの出店に係る

## 地域密着型商業者への影響回避についての請願」に反対討論

この請願は令和6年6月議会に岡山県石油商業組合より提出された後、継続審査になっていたもので、請願の骨子は「地元密着事業者を休業や廃業、倒産に追い込むようなことの無いよう、十分配慮した施策を実行するよう赤磐市長に対し、申し入れを行うよう請願する」というものです。所管の産業建設常任委員会では2：2の可否同数で、委員長裁決により採択されました。本会議でも8：8の可否同数となりましたが、結果は議長裁決により不採択となりました。

私は以下の理由から反対討論し、採決でも反対しました。

- 理由1 大手企業との価格競争に勝てないことを挙げているが、企業間競争はなにも価格競争だけではない。むしろ地元企業としてはサービス面や、顧客との親密性など非価格競争力に対応すべきである。また、価格面でも企業努力をして引き下げられれば消費者にとってはメリットがある。
- 理由2 賃金格差を挙げているが、格差があるのなら賃金引き上げで対応するよう企業努力すべきである。賃金格差を理由に排除するのは従業員を低賃金で固定することであり、多くの従業員にとってはプラスではない。

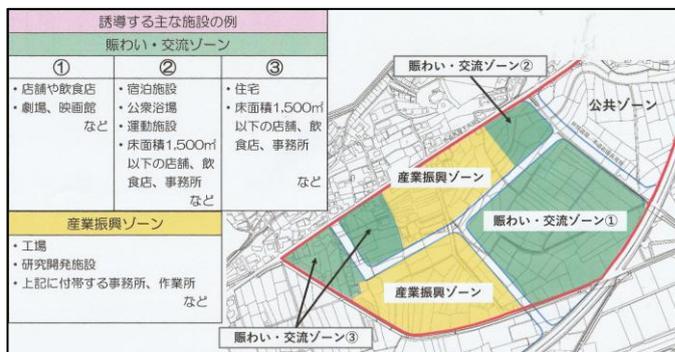
- 理由3 議会に対して「地元密着事業者を休業や廃業、倒産に追い込むようなことの無いよう、十分配慮した施策を実行するよう赤磐市長に対し、申し入れを行うよう請願する」となっているが、単にコストコの進出に反対するのを表現を変えているだけとも受け取れる。

立地適正化計画では、市内に立地していない複合型商業施設はともかく「スーパー等日用品を扱う商業施設は市街化区域内に立地しており供給量も不足していない」としており、「賑わい・交流ゾーン」では小規模の店舗のみ出店が可能になるよう店舗の床面積の制限を設けている。

既に請願の主旨は織り込み済みである。

形式要件 この請願は、所管委員会の委員長が紹介議員になっているが「赤磐市議会申し合わせ事項」では、請願について「議長、副議長及び所管の委員長は、請願の紹介議員になることを差し控える」となっている。趣旨は中立性が求められる議長、委員長等は「紹介議員にはならない」ということである。

申し合わせを無視した請願を採択すれば議会に悪しき前例を残すことになる。



## 「安藤利博公式ホームページ」をご覧ください

私の経歴や議会活動、地域活動のほかに、これまでの「議会報告」も掲載しています。パソコン、スマホで“安藤利博”で検索していただければ「安藤利博公式ホームページ」が出てきますので簡単に見ていただけます。

次回より議会報告はホームページへの掲載のみにさせていただきます。ご了承ください。

